



島根県報

令和2年3月10日（火）

第 8 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	3
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	3
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	(中 小 企 業 課)	4

【訓 令】

島根県会計事務決裁規程の一部改正	(審 査 指 導 課)	7
------------------	-------------	---

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森 林 整 備 課)	7
林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出（2件）	(")	8

【特定調達公告】

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(下 水 道 推 進 課)	8
--	---------------	---

【正 誤】

令和元年12月24日付け島根県報号外第90号中	(病 院 局)	9
-------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会	江津市江津町1016番地37	短期入所療養介護	島根県済生会	島根県済生会	江津市江津町1110番地15	平成25年4月1日
		介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設たかさご苑	介護老人保健施設高砂ケアセンター		
		通所リハビリテーション				
		介護予防通所リハビリテーション				
		介護老人保健施設				
		短期入所療養介護	島根県済生会	島根県済生会		
介護予防短期入所療養介護	介護療養型老人保健施設たかさご苑	介護療養型老人保健施設高砂ケアセンター				
介護老人保健施設						

島根県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 愛心会	浜田市長浜町1900番地	通所介護	デイサービス たんぼぼ	浜田市長浜町872番地	浜田市長浜町1900番地	平成14年5月13日
		短期入所生活介護	ショートステイ たんぼぼ			
		居宅介護支援事業	ケアプラン たんぼぼ		浜田市長浜町863番1	平成21年10月20日

島根県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団 岡倉会	出雲市武志町734番地 1	訪問看護	訪問看護ステーション てれさ	出雲市武志町734番地1	平成31年3月31日
		介護予防訪問看護			
社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会	江津市江津町1016番地 37	通所リハビリテーション	島根県済生会高砂病院	江津市江津町1110番地15	平成24年9月30日
		訪問リハビリテーション	島根県済生会介護老人保健施設高砂		平成30年9月1日
		介護予防訪問リハビリテーション	ケアセンター		
医療法人社団 日立記念病院	安来市安来町1278番地 5	居宅介護支援事業	訪問看護ステーション社日ケアセンター	安来市安来町1278番地5	平成23年4月1日

島根県告示第136号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番1	令和2年3月15日から 令和5年3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

島根県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町原田1521、1530-12
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第138号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市湖陵町差海1144 中尾充博
" 781-2 中尾三久
" 948-1 三原公和

(2) 加入区

湖陵町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第139号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年3月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラビタ本店 島根県出雲市今市町87

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹 島根県松江市殿町19-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄

(変更後1) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 正幸

(変更後2) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(4) 変更の年月日

(3) (変更後1) : 平成28年6月26日

(3) (変更後2) : 令和元年6月30日

2 届出年月日

令和2年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第140号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラビタはまやま店 島根県出雲市松寄下町296-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹 島根県松江市殿町19-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄

(変更後1) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 正幸

(変更後2) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(4) 変更の年月日

(3) (変更後1) : 平成28年6月26日

(3) (変更後2) : 令和元年6月30日

2 届出年月日

令和2年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第141号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピタひらた店 島根県出雲市平田町7137

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹 島根県松江市殿町19-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 萬代 宣雄

(変更後1) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 竹下 正幸

(変更後2) 島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川 寿樹

(4) 変更の年月日

(3) (変更後1) : 平成28年6月26日

(3) (変更後2) : 令和元年6月30日

2 届出年月日

令和2年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓 令

島根県訓令第1号

会 計 課
審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1第1号会計管理者決裁事項の欄の5中「、賃金」を削る。

別表第2第1号グループリーダー専決事項の欄中「賃金」を「共済費（社会保険料に係るものに限る。）」に、「測量、調査、設計」を「公共事業の設計、調査、測量」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	

629	有限会社 育林企画 代表 荒薦 幹雄 出雲市佐田町朝原936	○	○	○	有限会社 育林企画 出雲市佐田町朝原936
-----	--------------------------------------	---	---	---	--------------------------

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
1766	隠岐島前森林組合 代表理事組合長 古濱 正之	隠岐島前森林組合 代表理事組合長 澤田 恭一	隠岐郡海士町大字海士 1491番地1	令和2年2月4日

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
1709	隠岐島後森林組合 組合長理事 田中 三夫	隠岐島後森林組合 代表理事組合長 八幡 邦彦	西郷町大字港町	隠岐郡隠岐の島町池 田風呂前65-1	令和2年1月28日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年3月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

令和2年2月18日

4 落札者の氏名及び住所

宇部興産・クリエイト共同企業体

代表者 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 事業部長 増田 耕太郎
山口県宇部市大字小串1978番地の2

構成員 株式会社クリエイト山陰 代表取締役 小村 敬一 島根県出雲市馬木町1220番地17

5 落札金額

32,800,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年1月7日

正 **誤**

令和元年12月24日付け島根県報号外第90号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県病院局管理 規程第4号中	平成元年12月24日	令和元年12月24日